

定山溪地区集会所 ご利用案内

定山溪出張所に併設されている「定山溪地区集会所」のご利用方法やご注意事項についてご案内いたします。

本施設は、札幌市地区集会所条例（昭和25年条例第13号）および同施行規則に基づき運営・管理を行っています。

施設概要・備品

- 面積：82.5㎡
- 長机：15台
- 椅子：42脚
- 設備：吊り下げ式スクリーン（投影部 縦182cm×横245cm）
 黒板(縦90cm×横180cm)
 テレビ(32型)

1. ご利用いただける範囲・目的

地域の集会やサークル活動のほか、民間事業者・個人事業主の方による社内会議、研修、事業活動など（営利・非営利を問わず）幅広くご利用いただけます。

【利用制限】 条例第2条の定めにより、以下のいずれかに該当する場合はご利用いただけません

- (1) 風俗又は公安を害する虞れのある場合
- (2) 集会所及び備付物件をき損、滅失する虞れのある場合
- (3) その他市長において不相当と認める場合

2. ご利用のお手続き（お申し込み）

- 集会所をご利用になる場合は、あらかじめ「札幌市地区集会所使用承認申請書」を定山溪出張所へ提出し、承認を受けていただく必要があります（条例第3条・規則第2条）。
- 特別な設備を設置したり、大型物品等を搬入したりする場合は、あらかじめご相談・申請が必要です（条例第8条）。
- 施設管理の必要上、ご利用にあたって条件が付される場合があります（条例第4条）。

3. ご利用時間・区分

ご利用できる時間区分は以下のとおりです（条例別表第2）。

区分	時間帯	使用料	暖房料 ※暖房使用時のみ
午前	午前8時 ～ 正午	1,500円	230円
午後	午後0時30分 ～ 午後4時30分	1,900円	230円
夜間	午後5時 ～ 午後9時	2,300円	350円
全日	午前8時 ～ 午後9時	5,000円	690円

4. 使用料のお支払いについて

- ご利用承認の際、条例で定められた所定の使用料をお納めいただきます（条例第5条・第6条）。
- 営業（営利目的）でご利用の場合は、定められた使用料の5割増しの額となります。（条例備考1）
- お支払いいただいた使用料は、原則としてお返しできませんのでご了承ください（条例第7条）。
- 公益目的でのご利用など、必要と認められる場合は使用料が免除される場合があります（条例第5条但書）。

5. ご利用にあたってのお願い（遵守事項・原状回復）

- **原状回復：** ご利用終了時（または承認が取り消されたとき）は、部屋や備品を直ちに元の状態に戻して返還してください（条例第10条）。
- **損害の賠償：** 建物や設備、備品などを破損・紛失された場合は、損害を賠償していただくことがあります（条例第11条）。

（参考画像）

画像は初期の状態です。

机や椅子のレイアウトは自由に変更することが可能です。

